

○厚生労働省令第六十号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	<p>（育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出等）</p> <p><b>第百三十五条</b> 法第百五十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日</p> <p>七 育児休業等の日数</p>	<p>（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出等）</p> <p><b>第百三十五条</b> 法第百五十九条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日（以下「育児休業等終了予定日」という。）</p> <p>（新設）</p>

<p>2 法第百五十九条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第百五十九条の三の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第百五十九条第一項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数(被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該被保険者を使用する事業主が当該被保険者を就業させる日数(当該事業主が当該被保険者を就業させる時間数を当該被保険者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数(その数に未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)をいう)を除いた日数)とする。ただし、当該被保険者が当該月において二以上の育児休業等をする場合(法第百五十九条第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く)には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。</p> <p>5 法第百五十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、被保険者が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその他の育児休業等を開始した日との間に当該被保険者が就業した日がないときとする。</p>	<p>2 法第百五十九条の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定日を変更したとき、又は育児休業等を終了する予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定日の前日までに法第百五十九条の三の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>		
<p>(船員保険法施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="595 185 746 1131"> <p>改 正 後</p> <p>(育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその他の育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る)を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日</p> <p>七 育児休業等の日数</p> <p>2 法第百十八条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する船舶所有者は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> </td> <td data-bbox="116 185 595 1131"> <p>改 正 前</p> <p>(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日(以下「育児休業等終了予定日」という。)</p> <p>(新設)</p> <p>2 当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき、又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、当該被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> </td> </tr> </table>	<p>改 正 後</p> <p>(育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその他の育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る)を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日</p> <p>七 育児休業等の日数</p> <p>2 法第百十八条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する船舶所有者は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日(以下「育児休業等終了予定日」という。)</p> <p>(新設)</p> <p>2 当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき、又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、当該被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>改 正 後</p> <p>(育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその他の育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る)を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日</p> <p>七 育児休業等の日数</p> <p>2 法第百十八条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する船舶所有者は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第百六十一条 法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日(以下「育児休業等終了予定日」という。)</p> <p>(新設)</p> <p>2 当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき、又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、当該被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定日の前日までに法第百十八条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p>		

<p>4   3 (略)</p> <p>法第百十八条第一項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数(被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該被保険者を使用する船舶所有者が当該被保険者を就業させる日数(当該船舶所有者が当該被保険者を就業させる時間数を当該被保険者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)をいう。)を除いた日数)とする。ただし、当該被保険者が当該月において二以上の育児休業等をする場合(法第百十八条第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。)には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。</p> <p>5   法第百十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、被保険者が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該被保険者が就業した日がないときとする。</p>	<p>3 (新設) (略)</p>
---	-------------------

第三條 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

<p>(育児休業等)期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第二十五条の二 法第百八十一条の二第一項の規定による申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。)を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日</p> <p>七 育児休業等の日数</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第百八十一条の二第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを機構に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日の前日までに法第百八十一条の二の二第一項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5   法第百八十一条の二第一項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数(被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第九条</p>	<p>(育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等)</p> <p>第二十五条の二 法第百八十一条の二第一項の規定による申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 育児休業等を終了する年月日(以下「育児休業等終了予定日」という。)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第百八十一条の二第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを機構に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに法第百八十一条の二の二第一項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。</p> <p>4 (新設) (略)</p>
--	--

の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該被保険者を使用する事業主が当該被保険者を就業させる日数（当該事業主が当該被保険者を就業させる時間数を当該被保険者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該被保険者が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第八十一条の二第三項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

6 法第八十一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、被保険者が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該被保険者が就業した日がないときとする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）  
 第四号 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）</p> <p><b>第十七条</b> 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）</p> <p><b>第十七条</b> 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>	<p>（削る）</p>	<p>（略）</p>

<p>（略）</p> <p>第十九条の二第一項各号列記以外の部分</p>	<p>法</p>	<p>（略）</p>
<p>第十九条の二第一項第六号</p>	<p>休業等終了予定日</p>	<p>育児休業等終了予定日</p>
<p>第十九条の二第二項</p>	<p>法第三百二十九条第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百二十九条第七項</p>

（傍線部分は改正部分）

2 4 (略)	(略)	第二十一条第二項各号 列記以外の部分			
	(略)	次の各号		(削る)	(削る)
	(略)	次の各号(生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第三百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会(平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。)が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。)		(削る)	(削る)

2 4 (略)	(略)	第二十一条第二項各号 列記以外の部分			
	(略)	次の各号		法第百四十条第九項 休業等終了予定日 ならない	
	(略)	次の各号(生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会(平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。)が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。)	法第百四十条第八項 休業等終了予定日 ならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことに伴い育児休業等を終了したときは、この限りでない	法第百四十条第九項 休業等終了予定日 ならない	法第百四十条第八項 休業等終了予定日 ならない

(存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等)  
 第十七条の二 存続厚生年金基金の設立事業所(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七條第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)の事業主は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九條第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項(第七号に掲げる事項をいう。以下同じ。)を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。)を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一 氏名、性別及び生年月日

二 加入員に関する原簿の番号(次条及び第十七条の四において「加入員番号」という。)

三 使用されている事業所の名称及び所在地

四 育児休業等を開始した年月日

五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

六 育児休業等を終了する年月日

七 育児休業等の日数

2 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九條第七項若しくは第八項又は第四百四十條第八項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九條第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。ただし、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日の前日までに平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九條第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業(改正後厚生年金保険法第二十三條の三第一項に規定する産前産後休業をいう。次条及び第十七条の四において同じ。)を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

3 平成二十五年改正法附則第五條第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。

4 平成二十五年改正法附則第五條第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十九條第七項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数(加入員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

(新設)

福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業を

する場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入

員を就業させる日数（当該事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の

所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）

をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等を

する場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項

の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等

につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過

措置）

第十七条の三 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規

定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当す

る加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金

基金に提出しなければならない。

一・二（略）

三 産前産後休業を終了した年月日

四・五（略）

第十七条の四、第十七条の六（略）

（存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第四十九条の二 第十七条の五の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続につ

いて準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第三百三十五条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の二第

一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第六十一条の規定は、施行日以後に開始する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、

施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第二十五条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十三条の二第一項に規定する育児休業

等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第五条 第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七

条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令中「第十七条の六」を「第十七条の七」に改める。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過

措置）

第十七条の二 存続厚生年金基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七十七条第三項に規定する設

立事業所をいう。以下同じ。）の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例

によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員につい

て、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しな

ければならない。

一・二（略）

三 改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下この条及び次

条において「産前産後休業」という。）を終了した年月日

四・五（略）

第十七条の三、第十七条の五（略）

（存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第四十九条の二 第十七条の四の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続につ

いて準用する。